

白岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項及び第2項に規定する建築物の延べ面積には、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第30条第1項の認定を受けた計画（同法第31条第1項の変更があったときは、その変更後のもの）に係る建築物の床面積を超えることとなる場合における<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令</u>（平成28年政令第8号）第14条で定める床面積は、算入しない。</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項及び第2項に規定する建築物の延べ面積には、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第30条第1項の認定を受けた計画（同法第31条第1項の変更があったときは、その変更後のもの）に係る建築物の床面積を超えることとなる場合における<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</u>（平成28年政令第8号）第14条で定める床面積は、算入しない。</p>